

令和元・2年度
マテリアルリサイクル推進施設整備工事

発注仕様書

令和元年8月

黒川地域行政事務組合

目 次

	Page
第1章 総則	1-1
第1節 計画概要	1-2
第2節 計画主要項目	1-6
第3節 設計・施工方法及び要領	1-13
第4節 施設機能の確保	1-18
第5節 材料及び機器	1-20
第6節 試運転及び指導期間	1-21
第7節 性能保証	1-23
第8節 瑕疵担保	1-27
第9節 工事範囲	1-30
第10節 提出書類	1-31
第11節 検査及び試験	1-35
第12節 正式引渡し	1-36
第13節 その他	1-37
第2章 機械電気計装設備工事仕様	2-1
第1節 各設備共通仕様	2-1
第2節 機械設備	2-8
第3節 ペットボトル処理施設	2-10
第4節 電気設備	2-14
第5節 計装制御設備	2-18
第6節 雑設備工事	2-19
第3章 土木建築工事仕様	3-1
第1節 計画基本事項	3-1
第2節 建築工事	3-4
第3節 外構工事	3-10
第4節 建築機械設備工事	3-12
第5節 建築電気設備工事	3-17

添付資料

別紙のとおり

第1章 総則

本仕様書は、黒川地域行政事務組合（以下「発注者」という。）が発注する、令和元・2年度 マテリアルリサイクル推進施設（以下「本施設」という。）整備工事に適用する。

なお、本事業は循環型社会形成推進交付金として実施され、同交付金取扱要領の15.(1)マテリアルリサイクル推進施設として整備するものである。

第 1 節 計画概要

1 一般概要

現在、組合圏域のうち、大和町・大郷町・大衡村で発生する一般廃棄物の可燃ごみについては、平成 30 年 3 月竣工の新ごみ焼却施設において全量焼却処理を行っている。旧ごみ焼却施設は、平成 30 年 6 月まで稼動した。その後、解体・跡地利用を図る予定である。

旧ごみ焼却施設内には、不燃物処理ラインを利用したペットボトル中間処理ラインが稼動しており、解体撤去することになるとペットボトル中間処理施設の建設が必要となる。

資源化率の数値を上げるには、収集した資源化物の保管施設が必要となる。ついでには、資源ごみのストックヤード（保管施設）の建設が急務となっている。

また、昭和 55 年から稼動している計量機の老朽化もはなはだしく、早急に更新する必要にせまられている。計量機に併設されている管理棟も昭和 55 年完成で、老朽化が著しい。ついでには、同時に更新する必要がある。

2 カ年事業において、計量機・管理棟の更新、ペットボトル中間処理施設の建設・ストックヤード（保管施設）の建設を行う。

2 工事名

令和元・2 年度 マテリアルリサイクル推進施設整備工事（以下「本工事」という。）

3 施設規模

ペットボトル選別・圧縮施設	1.5t/5h
ストックヤード	約 255m ²

4 建設場所

宮城県黒川郡大和町吉田字根古北 50 番地
黒川地域行政事務組合 環境管理センター（旧ごみ焼却施設解体跡地）

5 敷地面積

環境管理センター： 31,137.25 m²

6 全体計画

1) 全体計画

- (1) 県立自然公園船形連峰(普通地域)内に位置することから、敷地周辺全体に緑地帯を十分配置し、施設全体が周辺の地域環境に調和し、清潔なイメージと周辺の美観を損なわない潤いとゆとりある施設とすること。
- (2) 本施設の搬入車両も含め搬入車両が集中した場合でも車両の通行に支障のない動線計画を立案すること。
- (3) 大型機器の整備・補修のため、それらの搬入口、搬出通路及び搬出機器を設けること。
- (4) 防音、防臭、振動、防じん、防爆対策を十分行うとともに、各機器の巡視点検整備がスムーズに行える配置計画とすること。特に施設運営上施設内の騒音、振動、粉じん、悪臭及び高温に対して十分対策を講じること。
- (5) 施設見学者の一般車両動線は、原則としてごみ搬入車、搬出車等の車両動線とは分離すること。
- (6) 各機器の配置に当たっては、合理的かつ簡素化した中で機能が発揮できるよう配慮すること。
- (7) ごみ収集車(最大積載量 4 t 車)及び製品搬出運搬車(最大積載量 4 t ~10 t 車)等の動線を配慮するとともに、周辺環境との調和、公害対策及び寒冷地対策にも十分留意して機器等の配置計画を行うこと。

2) 工事計画

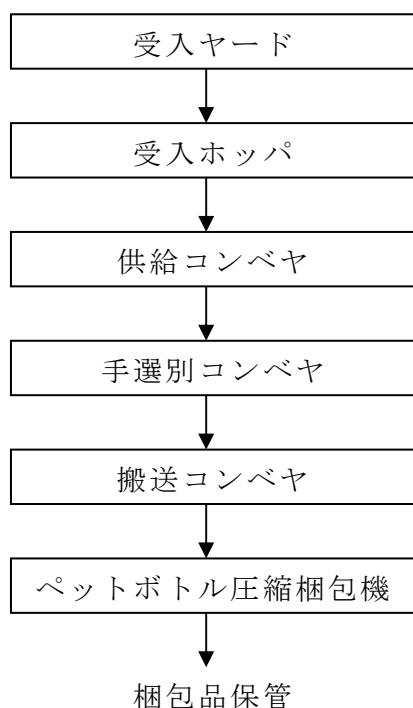
- (1) 工事中における車両動線は、工事関係車両、廃棄物搬出車両、一般車両等の円滑な交通が図られるものとする。
- (2) 建設に関しては、災害対策に万全を期し、周辺住民への排ガス、騒音、振動、悪臭、汚水等の公害防止にも十分配慮を行うものとする。

3) マテリアルリサイクル推進施設の全体配置

- (1) 施設の機能性を考慮し、配置計画を行うこと。
- (2) 計量、管理、処理、洗車、補修等が円滑に行え、かつ、本施設へ出入りする人的動線の安全が確保できる車両動線とすること。

7 施設整備の基本方針

1) ペットボトルの受入・選別・圧縮梱包・保管施設の整備



2) 計量機 2 台の設置

一般収集用と一般住民用の 2 台を設ける。

3) ストックヤードの整備

小型家電、トレイ、有害ごみ、紙パック、紙製容器包装、雑がみ及びペットボトルのストックヤードを整備する。

4) 管理棟の整備

事務、休憩等を行える諸室を設ける。

8 立地条件

1) 地形・土質等

(1) 地形、土質：別途求積図、計画平面図、地質調査報告書参照のこと。

(2) 気象条件

① 気温 最高：36.2℃ 最低：-10.2℃（2018年気象庁大衡測候所参考値）

② 最大降雨量 62 mm/時（気象庁大衡測候所参考値）

③ 建物に対する凍結深度 43 cm

④ 水道敷設に対する深度 50 cm

2) 都市計画事項

- | | |
|----------|----------------|
| (1) 用途地域 | 都市計画区域外 |
| (2) 防火地域 | 指定なし |
| (3) 高度地域 | 指定なし |
| (4) 建ぺい率 | 70% |
| (5) 容積率 | 200%以下 |
| (6) その他 | 県立自然公園船形連峰普通地域 |

3) 各施設取合点

- | | |
|--------------|--|
| (1) 電 気 | 隣接の粗大ごみ処理施設より高圧 6,600V で分岐して屋外キュービクルに引き込むこと。 |
| (2) 給 水 | 別添する既設図により検討すること。ただし、使用水量を確認できるようにすること。 |
| (3) 工場排水 | プラント排水は、オイルトラップ等により油分等を除去した後排水する計画とすること。 |
| (4) 生活排水 | 浄化槽を設置すること。 |
| (5) 雨水排水 | 敷地外周に設けられた排水溝等へ接続する。 |
| (6) 通信（電話設備） | 内線は、既設ごみ焼却施設で既に回線が設置されているため、そこから回線を引き込むこと。 |
| (7) 通信（放送設備） | 管理棟からの緊急放送を見学者通路等の一般者利用施設に行うことを目的とする。 |
| (8) 警 備 | アナログ回線を準備すること。 |
| (9) 自動火災報知機 | 既存の各処理施設（粗大ごみ処理施設及び廃プラスチック処理施設）と連携すること。 |

9 工 期

- | | |
|---------|--|
| 1) 着工予定 | 令和元年 10 月
※建設場所において令和 2 年 3 月まで旧ごみ焼却施設の解体工事を施工しているのを考慮すること。 |
| 2) 竣工予定 | 令和 3 年 3 月 |

第2節 計画主要項目

1 施設諸元

1) 処理能力

ペットボトル選別・圧縮施設 1.5t/5h

ストックヤードは、別紙平面図の面積を確保すること。

2) 搬入形態

(1) ペットボトル パッカー車及びカゴ車によりバラ収集を基本とする。

3) 搬出入車両

搬入車両 4t ごみ収集・運搬車両、その他

搬出車両 10t ウイング車

4) 作業車両

ホッパー投入用 ホイールローダー（コマツWA100）

ペットボトル梱包品 フォークリフト（トヨタ02-7FG15）

メンテナンス用車両

5) 稼働時間

1日 5時間運転

6) 年間運転日数

1年 240日（ただし、週3回を基本とする：収集に合わせる）

7) 処理条件

(1) 選別基準

選別物の純度及び回収率は手選別のため、特に設けない。

2 公害防止基準

公害防止基準については、次のとおりとする。

1) 騒音基準

定格運転時に敷地境界線上にて次の基準以下とすること。

表 1-1 騒音の規制基準

区分	6時から 8時まで	8時から 19時まで	19時から 23時まで	23時から 翌6時まで
騒音規制基準 (dB)	50以下	60以下	50以下	50以下

2) 振動基準

定格運転時に敷地境界線上にて次の基準以下とすること。

表 1-2 振動の規制基準

区分	8時から 19時まで	19時から 翌8時まで
振動規制基準 (dB)	60以下	55以下

3) 悪臭基準

(1) 悪臭の規制基準は、以下のとおりとする。

① 敷地境界線の地表における規制基準（1号規制）

表 1-3 敷地境界線の地表における規制基準（1号規制）

特定悪臭物質の種類	敷地境界線の地表における規制基準（ppm）
アンモニア	1
メチルメルカプタン	0.002
硫化水素	0.02
硫化メチル	0.01
二硫化メチル	0.009
トリメチルアミン	0.005
アセトアルデヒド	0.05
プロピオンアルデヒド	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.009
イソブチルアルデヒド	0.02
ノルマルバレルアルデヒド	0.009
イソバレルアルデヒド	0.003
イソブタノール	0.9
酢酸エチル	3
メチルイソブチルケトン	1
トルエン	10
スチレン	0.4
キシレン	1
プロピオン酸	0.03
ノルマル酪酸	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009
イソ吉草酸	0.001

② 気体の排出口における規制基準（2号規制）

表 1-4 気体の排出口における規制基準（2号規制）

特定悪臭物質の種類	排出口における規制基準
アンモニア	敷地境界の地表における許容限度を基に、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法より算出された値
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレルアルデヒド	
イソバレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

4) 排水基準

排水の規制基準は次のとおりとする。

表 1-5 排水基準（有害物質等に係る項目）

有害物質の種類	排水基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下
シアン化合物	1mg/L以下
有機リン化合物（パ ^o ラチオン、メ ^o ルパ ^o ラチオン、メ ^o ルビ ^o メ ^o ン及びE P Nに限る）	1mg/L以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L以下
六価クロム化合物	0.5mg/L以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下
ジクロロメタン	0.2mg/L以下
四塩化炭素	0.02mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下
チウラム	0.06mg/L以下
シマジン	0.03mg/L以下
チオベンカルブ	0.2mg/L以下
ベンゼン	0.1mg/L以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L以下
ほう素及びその化合物	10mg/L以下
ふっ素及びその化合物	8mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/L以下

表 1-6 排水基準（有害物質等以外のものに係る排水基準）

項 目	排水基準
水素イオン濃度 (pH)	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量	160(日間平均 120) mg/L 以下
化学的酸素要求量	160(日間平均 120) mg/L 以下
浮遊物質量	200(日間平均 150) mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	
鉱油類含有量	5 mg/L 以下
動植物油脂類含有量	30 mg/L 以下
フェノール類含有量	5 mg/L 以下
銅含有量	3 mg/L 以下
亜鉛含有量	2 mg/L 以下
溶解性鉄含有量	10 mg/L 以下
溶解性マンガン含有量	10 mg/L 以下
クロム含有量	2 mg/L 以下
大腸菌郡数	日間平均 3,000 個/cm ³ 以下
窒素含有量	120(日間平均 60) mg/L 以下
鱗含有量	16(日間平均 8) mg/L 以下

3 作業環境基準

- 1) 粉じん濃度 2 mg/m³以下

4 環境保全

公害関係法令及びその他の法令に適合し、これらを遵守し得る構造・設備とすること。特に本仕様書に明示した公害防止基準を満足するよう設計すること。

- 1) 粉じん対策（必要があれば）

粉じんが発生する箇所や機械設備（搬送系統を含む）は換気装置や散水設備等を設けるなど粉じん対策を考慮すること。

- 2) 防音対策

騒音が発生する機械設備は、騒音の少ない機種を選定することとし、必要に応じて防音構造の室内に収納し、騒音が外部に漏れないようにすること。

- 3) 振動対策

振動が発生する機械設備は、振動の伝播を防止するため防振装置を設けるなど対策を考慮すること。

- 4) 悪臭対策（必要があれば）

悪臭の発生する箇所には、必要な対策を講じるものとする。

- 5) 排水対策

設備から発生する各種の汚水は、オイルトラップ等により油分を回収して放流すること。

5 運転管理

本施設の運転管理は必要最小限の人数で運転可能なものとし、その際安定性、安全性、効率性及び経済性を考慮して各工程を可能な範囲において機械化、自動化し、経費の節減と省力化を図るものとする。また、運転管理は現場管理方式とすること。

6 安全衛生管理

運転管理上の安全確保（作業の安全、各種保安装置、保守の容易さ、バイパスの設置及び必要機器の予備確保等）に留意すること。

- 1) 安全対策

(1) 設備装置の配置、建設、据付は労働安全衛生法令及び規則に定めるところによるとともに、施設は、運転・作業・保守点検に必要な歩廊、階段、手摺及び防護柵等を完備すること。

- (2) 運転管理における本質的安全化を図るため、フェールセーフ等を十分考慮し、安全の確保に留意すること。
- (3) 機器の起動停止には、処理フローを考慮したインターロック機能を付加し、安全起動、安全停止を自動で行える施設とすること。

2) 衛生対策

- (1) 関連法令、諸規則に準拠して安全衛生設備を完備するほか作業環境を良好な状態に保つことに留意し、換気、騒音防止、必要照度の確保、余裕のあるスペースの確保に心掛けること。
- (2) 機器側における騒音が約 80dB（騒音源より 1m の位置において）を超えると予想されるものについては原則として、機能上及び保守点検上支障のない限度において減音対策を施すこと。
- (3) 機械騒音が特に油圧ユニット等は、必要に応じて部屋の吸音工事などを施すこと。

3) 作業環境対策

作業環境として快適な空間となるよう、施設内での日常生活や作業の安全性等に十分配慮するものとし、次のとおり計画すること。

- (1) 手選別室は適度な照度を保つことができ、また冷暖房により室温の調整ができるようにすること。
- (2) 作業員一人ひとりの作業スペースに余裕を持たせることで、作業の安全性を向上させ、安心して快適な作業ができるようにすること。

4) 災害対策

- (1) 消防関連法令及び消防当局の指導に従って、火災対策設備を設けること。
- (2) 万一の火災に備え、コンベヤ等に消火・散水設備を設けること。
- (3) 停電に備え、非常用発電設備を設けること。

第3節 設計・施工方法及び要領

1 一般事項

1) 関係法令、技術基準、規格等の厳守

設計・施工にあたっては第1章第1.3節に示す関係法令等を遵守すること。

2) 本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本施設の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ、維持管理経費の節減を十分考慮したものでなければならない。

3) 設計・施工に当たっては、関係官公署の指導等に従うこと。

4) 工事受注者（以下「受注者」という。）は、発注者が行う官公署等への申請等に全面的に協力し、監督員の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。また、申請等の際に発生する費用は、受注者の負担とすること。

5) 提出書類、工事記録写真等は、監督員の指示に基づき作成すること。

6) 監督員とは、発注者より監督員として指名された職員をいう。

7) 本仕様書の記載事項

本仕様書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計・建設することを妨げるものではない。本仕様書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために当然必要と思われるものについては、全て受注者の責任において補足・完備させなければならない。

本仕様書の図・表などで「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。受注者は「(参考)」と記載されたものについて、実施設計図書で補足・完備させなければならない。また、本仕様書の仕様を示す記述方法は以下のとおりである。

① [] 書きで仕様が示されているもの

発注者が標準仕様として考えるものである。提案を妨げるものではないが、同等品や同等以上の機能を有するもの、合理性が認められるもの、明確な理由があるもののうち、発注者が妥当と判断した場合に変更を可とする。

② [] 書きで仕様が示されていないもの

提案によるものとする。

③ [] 書きが無く、仕様が示されているもの

発注者が指定する仕様であり、原則として変更を認めない。ただし、安定稼働上の問題が生じるなど、特段の理由があり発注者が認める場合に変更を可とする。

2 施工

1) 工事条件

- (1) 本工事は、本仕様書及び発注者が承諾した実施設計図書に基づき施工を行うこと。
- (2) 本工事で施工中又は施工が完了した部分であっても、第1章第4節3に示す変更が生じた場合は、受注者の責任において変更しなければならない。この場合、請負金額の増減は行わない。
- (3) 実施設計図書についてその一部を先行して承諾したときは、その範囲に限り受注者の責任において工事を施工することができる。

2) 施工図等の提出

本工事の施工に当たっては、事前に仕様書、製作図、施工図、計算書、施工要領書、検討書等を提出し、発注者の承諾を得てから工事に着手する。なお、提出部数は各4部（うち、1部は返却分）とする。ただし、必要に応じ追加すること。

3) 施工管理

(1) 日報及び月報の提出

工事期間中の日報及び月報を作成し提出すること。（工事関係車両台数の集計も含む。月報には、主要な工事記録写真を添付する。）

(2) 材料検査

工事に使用する材料の検査は次のとおり行う。

① 材料等の検査

監督員が指示する材料等（機器を含む）の検査は、監督員立会いの上、行うこと。監督員から別途指示がある場合には、受注者の提出する検査・試験成績書をもって代えることができる。

② 検査の実施

検査は、受注者が材料検査願（検査・試験要領書を含む。）を提出し、監督員の承諾を得た後に実施する。

4) 鉄骨製作工場の選定

建築本体工事における鉄骨製作工場は、国土交通省の認定を受けた鉄骨製作工場から選定する。

5) 建設発生土の処分

本工事に伴って発生する建設発生土のうち、埋め戻し土として使用しない残土の仮置き位置及び処分方法等は、発注者の承諾を得た上で受注者の責任において適正に処分すること。

6) 建設廃棄物の処分

- (1) 収集、運搬、処分先等に関する廃棄物処理計画書を作成し、あらかじめ、発注者関係機関の承諾を受けること。
- (2) 「宮城県廃棄物の適正処理等に関する条例」及び同施行規則に基づき必要に応じて関係機関に届け出ること。
- (3) 産業廃棄物は「宮城県産業廃棄物適正処理に関する基準の運用」に基づき適正に処理すること。なお、提出された産業廃棄物の管理票の写しは、情報公開条例に基づき公開することがある。
- (4) 受注者は「宮城県建設副産物有効利用及び適正処理実施要領」により施工計画書を作成し適正に処理すること。なお、工事完了時には速やかに「再生資源利用実績書」及び「再生資源利用促進実施書」(各1部)、並びに同電子ファイルを提出すること。

7) 工事用車両

工事用車両の待機は施設整備用地内で行い、周辺道路に駐停車をしないこと。

8) 仮設物

- (1) 工事範囲に高さ3mの仮囲い及び出入口ゲートを設置する。なお、素材・意匠等については、周辺環境との調和がとれたものとする。
- (2) 場内に仮設物を設ける場合は、施工計画書にその趣旨を記載し、監督員の承諾を得ること。
- (3) 仮囲いを設置する場合には、仮囲いと地面の間に幅木等を設け、仮囲い内部に不要物等の進入を防ぐ措置をとること。

9) 公害対策

- (1) 受注者は、湿式洗車設備等、必要な洗車設備を設け、工事用車両の洗車を行い、構内で車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後退出する計画とすること。
- (2) 低騒音・低振動型・低排ガス工事用機械を採用すること。

- (3) 低騒音・低振動工法を採用し、建設作業に係る騒音・振動の関係基準を遵守するとともに、ほこり等が発生する恐れのある場合は、適時散水を行う等必要な措置を行うこと。
- (4) 工事用車両を通行させることで、既存道路に傷みが発生する恐れがある場合は、道路に対する養生を十分行うこと。また、本工事が原因で道路が損傷した場合、補修等を行うこと。

10) 安全・保安

- (1) 工事現場全体の保安のために、必要に応じて警備員を常駐させること。
- (2) 施設整備用地の工事用車両の出入口では、交通整理を行い、安全を図ること。
- (3) 上記(1)(2)の期間は、現場工事着工日より現場工事終了日までとする。
なお、期間中、本工事及び関連工事等の施工に際し、車両の動線確保などで本工事に影響が生ずる恐れのある場合は、必要に応じ交通整理を行うこと。

11) 作業日及び作業時間

発注者の就業規則に定められた正規の勤務時間内とする。ただし、これにより難しい場合は、監督員と受注者が協議して定める。

12) 生活環境影響調査の遵守

- (1) 工事の実施にあたっては生活環境影響調査報告書を遵守すること。
- (2) 生活環境影響調査と機器点数等に変更が生じる場合、必要に応じて対応を行うこと。

13) 工事に伴う環境調査

- (1) 工事上の騒音・振動・排水濃度を正確に把握するため、定期的に騒音・振動及び敷地周辺の地盤変形、排水濃度等の調査を行うこと。
- (2) 調査要領及び仕様は、監督員と十分協議し実施すること。

14) 復旧

先行工事工作物、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、受注者の負担で速やかに復旧しなければならない。

15) 保険

受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により雇用者等の雇用の形態に応じ、雇用者等を保険者とする。これらの保険加入については法令を遵守すること。

16) 工事計画

本工事は、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設及び廃プラスチック減容施設等を稼働しながら工事を行うため、既存施設の稼働に支障のない計画とすること。

第4節 施設機能の確保

1 適用範囲

- 1) 本仕様書は、本施設の基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されない事項であっても、施設の目的達成のために必要な施設、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、受注者の責任においてすべて完備すること。
- 2) 本仕様書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計・施工することを妨げるものではない。
- 3) 本仕様書の図・表で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。受注者は、「(参考)」と記載されたものに準じて、実施設計図書で補足・完備させなければならない。

2 疑義

受注者は、本仕様書を熟読吟味し、もし疑義ある場合は発注者に照会し、発注者の指示に従うこと。また、工事施工中に疑義が生じた場合には、その都度書面にて発注者と協議しその指示に従うとともに、記録を提出すること。

3 変更

- 1) 提出済みの見積設計図書については、原則として変更は認めないものとする。ただし、発注者の指示等により変更する場合はこの限りではない。
- 2) 実施設計に先立ち、契約設計図書を提出すること。なお、見積設計図書に変更がない場合は、見積設計図書を契約設計図書とすることができる。
- 3) 実施設計期間中、契約設計図書及び見積設計図書の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合及び本施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合は、契約設計図書に対する改善変更を受注者の負担において行うものとする。
- 4) 実施設計は原則として契約設計図書によるものとする。契約設計図書に対し部分的変更を必要とする場合には、機能及び管理上の内容が下回らない限度において、発注者の指示または承諾を得て変更することができる。この場合は請負金額の増減は行わない。

- 5) 実施設計完了後、実施設計図書中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合には、受注者の責任において実施設計図書に対する改善・変更を行うものとする。
- 6) その他本施設の建設に当たって変更の必要が生じた場合は、発注者の定める契約条項によるものとする。

4 性能と規模

本施設に採用する設備、装置及び機器類は、本施設の目的達成のために必要な能力と規模を有し、かつ管理的経費の節減を十分考慮したものでなければならぬ。

第5節 材料及び機器

1 使用材料規格

使用材料及び機器はすべてそれぞれ用途に適合する欠点のない製品で、かつ全て新品とし、日本産業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電機工業会標準規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（HASS）、日本塗料工業会規格（JPMS）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。なお、発注者が指示した場合は、使用材料及び機器等の立会検査を行うものとする。

使用材料及び機器は可能な限り当地域内調達を優先し、海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、事前に発注者の承諾を受けるものとする。

- 1) 本仕様書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。
- 2) 原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。
- 3) 検査立会を要する機器・材料等については、原則として発注者が承諾し検査要領書に基づく検査が国内において実施できること。
- 4) 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。

2 使用材質

- 1) 特に高温部に使用される材料は耐熱性に優れたものを使用し、また、酸、アルカリ等腐食性のある条件下で使用される材料についてはそれぞれ耐酸、耐アルカリ性を考慮した材料を使用すること。

3 使用材料・機器の統一

使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上選定し、極力メーカー統一に努め互換性を持たせること。

また、材料・機器類のメーカー選定にあたっては、アフターサービスについても十分考慮し、万全を期すること。

なお、電線についてはエコケーブル、電灯はインバーター等省エネルギータイプを採用する等、環境に配慮した材料・機器の優先的な使用を考慮すること。

第6節 試運転及び指導期間

1 試運転

- 1) 工事完了後、工期内に試運転を行うものとする。この期間は、受電後の単体機器調整、空運転、負荷運転、負荷運転中に行う予備性能試験及び性能試験までとする。また、緊急作動試験（完全停止 10 分）及び保安機器作動試験、を実施する。試運転期間を 5 日間とする。
- 2) 試運転は、受注者が発注者とあらかじめ協議のうえ作成した（試運転）実施要領書に基づき、受注者が行うものとする。
- 3) 試運転の実施において支障が生じた場合は、発注者が現場の状況を判断し指示する。受注者は試運転期間中の運転・調整記録を作成し、提出すること。また、試運転終了後は、運転報告書を 3 部提出すること。
- 4) この期間に行われる調整及び点検には、発注者の立会を要し、発見された補修箇所及び物件については、その原因及び補修内容を発注者に報告すること。
- 5) 補修に際しては、受注者はあらかじめ補修実施要領書（手直要領書）を作成し、発注者の承諾を得るものとする。

2 運転指導

- 1) 受注者は本施設に配置される発注者の職員（運転委託職員を含む）に対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取り扱い（点検業務含む）について、教育指導計画書に基づき必要にして十分な教育指導を行うこと。なお、教育指導計画書及び取扱説明書、教材等はあらかじめ受注者が作成し、発注者の承諾を受けなければならない。
- 2) 運転指導員については、必要な資格及び免許等の経歴を記載した名簿を作成し、監督員に提出し、承諾を受けること。
- 3) 本施設の運転指導期間は試運転期間中に設ける。期間は実質 5 日間程度とするが、この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、または教育指導を行うことがより効果が上がると判断される場合には、発注者と受注者の協議のうえ、実施しなければならない。
- 4) 受注者は試運転期間中に引渡性能試験結果の報告を行い、発注者の承諾を受けること。
- 5) 施設の引渡しを受けた後、直ちに発注者側において本稼働に入るためには、事前に管理運営体制を整え、運転作業員に対する教育、指導を完了しておく必要がある。

3 管理責任

- 1) 試運転期間中における本工事所掌の建築物及び設備の管理責任は、受注者とすること。
- 2) 試運転期間中の運転管理は、すべて受注者の責任において行うこと。
- 3) 試運転期間中の運転作業員は、すべて受注者が確保すること。

4 試運転及び運転指導にかかる経費

本施設引渡しまでの試運転、運転指導に必要な費用の負担は次のとおりとする。

1) 発注者の負担

ごみの搬入

各処理物の搬出・処分

本施設に配置され運転指導を受ける職員の人件費（運転委託職員を含む）

2) 受注者の負担

前項以外の用役費等試運転・運転指導に必要なすべての経費を受注者が負担することで計上すること。なお、試運転中に生じた売却益は、発注者に帰属する。

第7節 性能保証

性能保証事項の確認については、施設を引き渡す際に行う引渡性能試験に基づいて行う。引渡性能試験の実施条件等は以下に示すとおりである。

1 引渡性能試験

1) 引渡性能試験条件

引渡性能試験は次の条件で行うものとする。

- (1) 引渡性能試験における本施設の運転はできるだけ発注者が実施するものとし、機器の調整、試料の採取、計測、分析、記録等その他の事項は受注者が実施すること。なお、試料採取は監督員または発注者の職員の指示による。
- (2) 引渡性能試験における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、法的資格を有する第三者機関とすること。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、発注者の承諾を得て他の適切な機関に依頼することができる。
- (3) 引渡性能試験の結果、性能保証値を満足できない場合は、必要な改造、調整を行い改めて引渡性能試験を行うものとする。

2) 引渡性能試験方法

- (1) 受注者は、引渡性能試験を行うに当たって、予め発注者と協議のうえ、試験項目及び試験条件に基づいて試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験要領書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。
- (2) 性能保証事項に関する引渡性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、それぞれの項目ごとに関係法令及び規格等に準拠して行うものとする。ただし、該当する試験方法のない場合は、最も適切な試験方法を発注者に提出し、承諾を得て実施するものとする。

3) 予備性能試験（処理能力に関する試験）

- (1) 引渡性能試験を順調に実施し、かつその後の完全な運転を行うために受注者は引渡性能試験の前に予備性能試験を行う。期間は各処理系列において1日以上行い、予備性能試験成績書を3部、引渡性能試験前に発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、試験内容及び運転計画を記載した予備性能試験要領書を作成し、発注者の承諾を受けた後、試験を実施すること。
- (3) 予備性能試験成績書は、この期間中の施設の処理実績及び運転データを収録、整理して作成すること。

(4) 性能が発揮されない場合は、受注者の責任において対策を施し引き続き再試験を実施すること。

4) 引渡性能試験

(1) 工事期間中に引渡性能試験を行うものとする。

(2) 引渡性能試験期間は1日以上とする。

(3) 非常停電、機器故障、安全動作など本施設の運転時に想定される重大事故について、緊急作動試験を行い、本施設の安全を確認すること。

(4) 受注者は、各性能試験終了後、性能試験成績書を作成し3部提出する。

(5) 引渡性能試験は、発注者立会いのもとに以下に規定する性能保証事項について実施すること。

5) 性能試験にかかる費用

予備性能試験、引渡性能試験、緊急作動試験による性能確認に必要な費用については、分析等試験費用は受注者負担とする。それ以外は前節試運転及び運転指導にかかる経費の負担区分に従うものとする。

2 保証書

受注者は、実施設計図書につき、実施設計図書の内容が、本仕様書に示す性能を発揮する旨の保証書を提出すること。

3 保証事項

1) 責任施工

本施設の処理能力及び性能は全て受注者の責任により発揮させなければならない。また、受注者は設計図書に明示されていない事項であっても性能を発揮するために当然必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担で施工しなければならない。

2) 性能保証事項

以下の項目について第1章第2節に記載された数値に適合すること。

(1) ごみ処理能力

指定されたペットボトルについて、5時間で処理能力が1.5tを満足すること。

(2) 選別基準（純度）

手選別のため、特に設定しない。

(3) 公害防止基準（内容については、協議により決定する）

第1章第2節2 公害防止基準を満足すること。

(4) 作業環境基準（内容については、協議により決定する）

第1章第2節3 作業環境基準を満足すること。

(5) その他の保証値

表1-7「性能試験の項目と方法」に記載する保証値を満足すること。

(6) 緊急作動試験

非常停電（受電）、機器故障、安全動作など本施設の運転時に想定される重大事故について、緊急作動試験を行い、本施設の機能の安全を確認すること。

表 1-7 性能試験の項目と方法

番号	試験項目	保証値	試験方法	備考
1	施設処理能力	(1) ペットボトル 本仕様書に示すごみ質 において1.5 t /5h以上の 処理能力が発揮できるこ と。 。	(1) ごみ質 組成、単位体積重量の確認を行 う。実際のごみ質が計画ごみと大 幅に異なる場合はごみ質を調整 する。 (2) ごみ量 計量機の計測データとする。 (3) 測定回数 1回 (4) 分析方法 「昭 52.11.4 環整第 95 号厚生 省環境衛生局水道環境部環境整 備課長通知」によるごみ質の分析 方法に準じたもので、監督職員が 指示する方法による。 (5) 能力試験方法 発注者が準備したごみを使用 して、本仕様書に示すごみ質の範 囲において、実施設計図書に記載 された処理能力に見合った処理 量について試験を行う。	計画値と単位体積 重量が異なる場合 は、両者の比率か ら補正する。
2	騒音	8:00～19:00 60dB 以下	測定方法等は監督員の承諾を得 ること	定常運転時とする。
3	振動	8:00～19:00 60dB 以下	測定方法等は監督員の承諾を得 ること	定常運転時とする。
4	緊急作動試験	機器の故障など、本施設の 運転時に想定される重大 事故について緊急作動試 験を行い、本施設の機能の 安全を確認する。	測定方法等は監督員の承諾を得 ること。	

第8節 瑕疵担保

設計、施工及び材質ならびに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は受注者の負担にて速やかに補修、改造、改善または取替を行わなければならない。ただし、発注者の誤操作、天災などの不測の事故に起因する場合はこの限りでない。

引渡し前に当初計画数量の消耗品等の不足が生じたときは、受注者が責任を持って補給する。また、引渡し後の通常運転における消耗品並びにそれらの交換・点検作業については発注者の負担とする。

本施設は性能発注（設計施工契約）という発注方法を採用しているため、受注者は施工の瑕疵に加えて設計の瑕疵についても担保する責任を負う。

瑕疵の改善等に関しては、瑕疵担保期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、発注者は受注者に対し瑕疵改善を要求できる。

1 瑕疵担保

1) 設計の瑕疵担保

- (1) 設計の瑕疵担保期間は原則として、引渡後2年間とする。
- (2) この期間内に発生した設計の瑕疵は、設計図書に記載した施設の性能及び機能、主要装置の耐用に対して、すべて受注者の責任において、改善すること。なお、設計図書とは、第1章第10節に規定する実施設計図書、工事関係図書、施工承諾申請図書、完成図書ならびに発注仕様書とする。
- (3) 引渡後、施設の性能及び機能、装置の耐用について疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議のもとに受注者が作成した性能確認試験要領書に基づき、両者が合意した時期に実施するものとする。
- (4) 性能試験の結果、受注者の瑕疵に起因し所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、受注者の責任において速やかに改善すること。
- (5) 受注者は、実施設計図書について、検査合格後に設計内容に瑕疵が発見されたときは速やかに実施設計図書の補正を行うこと。
- (6) 受注者が前記(5)の補正に応じないときは発注者がこれを行い、その費用を受注者から徴収する。

2) 施工の瑕疵担保

瑕疵担保期間は、引渡しを受けた日から以下に示す区分に応じて定める期間とする。

(1) プラント工事関係

プラント工事関係の瑕疵担保期間は原則として、引渡後2年間とする。た

だし、発注者と受注者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りでない。

(2) 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む）

建築工事関係の瑕疵担保期間は原則として引渡後2年間とする。発注者と受注者が協議の上、別に定める消耗品についてはこの限りでない。

また、防水工事等については「建築工事共通仕様書(最新版)」を基本とし、保証年数を明記した保証書を提出すること。(ただし、屋根防水については10年とし、水槽防水については5年とする。)

2 瑕疵検査

発注者は施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合は、受注者に対し瑕疵検査を行わせることができるものとする。受注者は発注者と協議したうえで、瑕疵検査を実施しその結果を報告すること。瑕疵検査にかかる費用は受注者の負担とする。瑕疵検査による、瑕疵の判定は、瑕疵担保確認要領書により行うものとする。本検査で瑕疵と認められる部分については受注者の責任において改善、補修すること。

また、瑕疵担保期間満了前に、受注者は発注者立会の上、総合的な点検を実施すること。

3 瑕疵担保確認要領書

受注者は、あらかじめ「瑕疵担保確認要領書（瑕疵担保補修要領書）」を発注者に提出し、承諾を受けること。

4 瑕疵確認の基準

瑕疵確認の基本的な考え方は以下のとおりとする。

- 1) 運転上支障がある事態が発生した場合
- 2) 構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- 3) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
- 4) 性能に著しい低下が認められた場合
- 5) 主要装置の耐用が著しく短い場合

5 瑕疵の改善、補修

1) 瑕疵担保

瑕疵担保期間中に生じた瑕疵は、発注者の指定する時期に受注者が無償で改善・補修又は取替をすること。改善・補修に当たっては、改善・補修要領書を提出し、承諾を受けること。

2) 瑕疵判定に要する経費

瑕疵担保期間中の本施設の通常運転にかかる費用は発注者の負担とし、瑕疵判定に要する分析等の費用は受注者の負担とする。

引渡し後、瑕疵担保期間中に実施する定期補修工事の経費の分担は、下記のとおりとする。

(1) 発注者の負担とするもの

日常保守点検（清掃、調整、消耗品交換、潤滑油・樹脂類等交換）に要する労務費

(2) (1) 以外のものは受注者の負担とする。

第9節 工事範囲

本仕様書で定める工事範囲は次のとおりとする。

1 機械設備工事

- 1) ペットボトル処理設備（据付工事も含む）
- 2) 計量機（据付工事も含む）

2 電気・計装設備工事

- 1) 電気設備
- 2) I T V 監視設備

3 雑設備工事

4 建築工事

- 1) 建築工事
- 2) 建築機械設備工事
- 3) 建築電気設備工事
- 4) 外構工事
- 5) 解体工事

5 その他の工事

- 1) 試運転及び運転指導費
- 2) 予備品及び消耗品
- 3) 建物内備品
- 4) その他必要な工事

6 工事範囲外

- 1) 敷地造成工事
- 2) 進入道路工事

第10節 提出書類

1 実施設計図書（受注後）

受注者は契約後ただちに実施設計に着手するものとし、実施設計図書として次のものを提出すること。なお、図面類については縮小版（A3 2つ折製本）も提出すること。図面についてはCADデータも提出すること。

仕様書類 A4版5部

図面類（縮小版） A3版5部

1) プラント工事関係

(1) 工事仕様書

(2) 設計計算書

① 物質収支

② 用役収支

③ 容量計算、性能計算、構造計算（主要機器について）

(3) 施設全体配置図、主要平面、断面、立面図

(4) 各階機器配置図

(5) 主要設備組立平面図、断面図

(6) 計装制御系統図

(7) 電気設備主要回路単線系統図

(8) 配管設備図

(9) 負荷設備一覧表

(10) 工事工程表

(11) 実施設計工程表（各種届出書の提出日を含む）

(12) 契約金額内訳書

(13) 予備品、消耗品、工具リスト

(14) 瑕疵担保確認要領書

2) 建築工事関係

(1) 建築意匠設計図

(2) 建築構造設計図

(3) 建築機械設備設計図

(4) 建築電気設備設計図

(5) 構造設計図

(6) 外構設計図

(7) 構造計画図

(8) 構造計算書

- (9) 各種工事仕様書（仮設工事、安全計画を含む）
- (10) 各種工事計算書
- (11) 色彩計画図
- (12) 負荷設備一覧表
- (13) 建築設備機器一覧表（建築設備リスト）
- (14) 建築内部、外部仕上表及び面積表
- (15) 工事工程表
- (16) その他指示する図書（建築図等）

2 工事関係図書（受注後）

受注者は、発注者の指示する期日までに、下記の書類等を提出すること。

- 1) 着工届
- 2) 現場代理人の経歴書
- 3) 主任技術者（監理技術者）経歴書・資格証明書
- 4) 工事施工計画書
- 5) 計画工程表
- 6) 施工体系図
- 7) 施工体制台帳の写し
- 8) 請負金内訳書
- 9) 完成届
- 10) 協議議事録（打合せ議事録）
- 11) 協議書
- 12) 承諾願（施工図、仕様書等）
- 13) 施工図（機器配置図等）
- 14) 試運転結果表
- 15) 納品書等
- 16) 材料試験表
- 17) 完成写真帳
- 18) 工事写真帳
- 19) 完成（中間）検査写真帳
- 20) 工事完成図
- 21) 実施工程表
- 22) 保証書
- 23) 使用材料審査願（機器材承諾図書）
- 24) その他（性能、試験、操作説明書等）

- 25) 残土、残塊処分届
- 26) 残土、残塊処分完了届
- 27) 労災保険成立証明書
- 28) 安全管理計画書
- 29) その他指示する必要書類

3 施工承認申請図書（受注後）

受注者は、打合せ及び審査期間を十分にとり工事工程に支障を及ぼさない期日までに、下記の書類等を提出すること。

- 1) 承諾申請図書一覧表
- 2) 機器製作図（各種承諾図）
- 3) 施工図（各種）
- 4) 施工図縮小版見開き製本「A3版」
- 5) 施工要領書（各種）
- 6) 各種試験成績書
- 7) 機器等保管要領書
- 8) 検査（試験）要領書
- 9) 試運転実施要領書
- 10) 予備性能試験要領書
- 11) 性能試験要領書
- 12) 手直し要領書
- 13) 教育指導計画書
- 14) 週間工程表
- 15) 月間工程表
- 16) その他指示する書類

4 完成図書

受注者は、工事竣工に際して完成図書として次のものを提出すること。図面についてはCADデータも提出すること。

- 1) プラント工事
 - (1) 竣工図
 - ① 製本（A4版）
 - (2) 竣工図縮小版見開き製本「A3版」
 - (3) 竣工原図
 - (4) 竣工図縮小版原図

- (5) 取扱説明書
- (6) 試運転報告書（予備性能試験を含む）
- (7) 引渡性能試験報告書
- (8) 単体機器試験成績書
- (9) 機器台帳（電子媒体含む）
- (10) 機器履歴台帳（電子媒体含む）
- (11) 計算書
- (12) シーケンサーラダー図（印刷物及び電子データ）
- (13) 打合せ議事録
- (14) 各工程ごとの工事写真及び竣工写真（各々カラー）
- (15) その他指示する図書

2) 建築本体工事

- (1) 竣工図
 - ① 製本（A4版）
- (2) 竣工図縮小版見開き製本「A3版」
- (3) 竣工原図
- (4) 竣工図縮小版原図
- (5) 竣工承諾図 見開き製本
- (6) 構造計算書 計画通知書等
- (7) 施工図（各種）

3) 建築機械設備工事及び建築電気設備工事

- (1) 竣工図
 - ① 製本（A4版）
- (2) 竣工図縮小版見開き製本「A3版」
- (3) 竣工原図
- (4) 竣工図縮小版原図
- (5) 取扱説明書
- (6) 機器台帳（記入済）
- (7) 機器履歴台帳
- (8) 検査及び試験成績書
- (9) 計算書

第 1 1 節 検査及び試験

工事に使用する主要機器、材料の検査及び試験は下記による。

1 立会検査及び立会試験

指定主要機器、材料の検査及び試験は、発注者の立会のもとで行うこと。ただし、発注者が特に認めた場合には受注者が提示する検査（試験）成績表をもってこれに代えることができる。

2 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ発注者の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

3 検査及び試験の省略

公的又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については、検査及び試験を省略できる場合がある。

4 経費の負担

工事に係る検査及び試験の手続きは受注者において行い、これに要する経費は受注者の負担とする。ただし、発注者の職員又は発注者が指示する監督員（委託職員を含む）の旅費等は除く。

第 1 2 節 正式引渡し

工事竣工後、本施設を正式引渡すものとする。

工事竣工とは、第 1 章第 9 節に記載された工事範囲の工事をすべて完了し、第 1 章第 7 節による引渡性能試験により所定の性能が確認された後、契約書に規定する竣工検査を受け、これに合格した時点とする。

第 1 3 節 その他

1 関係法令等の遵守

本工事の設計施工に当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

- 1) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 3) 労働安全衛生法
- 4) 消防法
- 5) 建築基準法
- 6) 都市計画法
- 7) 環境基本法
- 8) 循環型社会形成推進基本法
- 9) 大気汚染防止法
- 10) 水質汚濁防止法
- 11) 騒音規制法
- 12) 振動規制法
- 13) 悪臭防止法
- 14) 土壌汚染対策法
- 15) 電気事業法
- 16) 労働基準法
- 17) 電気用品安全法
- 18) 高圧ガス保安法
- 19) 計量法
- 20) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 21) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- 22) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- 23) 健康増進法
- 24) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
- 25) オフロード法
- 26) クレーン構造規格
- 27) ボイラ及び圧力容器構造規格
- 28) 日本産業規格（J I S）
- 29) 電気学会電気規格調査会標準規格（J E C）
- 30) 日本電機工業会標準規格（J E M）

- 31) 日本電線工業会規格（JCS）
- 32) 日本照明器具工業会規格（JIL）
- 33) 日本油圧工業会規格（JOHS）
- 34) 日本水道協会規格（JWWA）
- 35) 空気調和・衛生工学会規格（HASS）
- 36) 日本塗料工業会規格（JPMS）
- 37) ごみ処理施設性能指針
- 38) ごみ処理施設整備の計画・設計要領（公益社団法人 全国都市清掃会議）
- 39) 工場電気設備防爆指針
- 40) 国土交通大臣官房官庁営繕部公共建築工事標準仕様書（平成28年度版）
- 41) 日本建築学会規定
- 42) 国土交通省高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
- 43) 厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」
- 44) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同施行令
- 45) 黒川地域行政事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び規則
- 46) 宮城県建設工事共通仕様書
- 47) その他関連する諸法令、条例、指針、規格等

2 許認可申請

工事内容により関係官庁へ許可申請、報告、届出等の必要がある場合にはその手続きは受注者の経費負担により速やかに行い、発注者に報告すること。また、工事範囲において発注者が関係官庁への許認可申請、報告、届出等を必要とする場合、受注者は書類作成等について協力し、その経費を負担すること。

3 施工

本工事施工に際しては、次の事項を遵守すること。なお、安全管理計画書を作成し提出すること。

1) 安全管理

工事中の危険防止対策を十分に行い、併せて作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないよう努めること。

2) 現場管理

資材搬入路、仮設事務所等については、発注者と十分協議し各社の見込みにより確保すること。また、整理整頓を励行し、火災、盗難等の事故防止に努めること。

3) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は発注者と協議の上、受注者の負担で速やかに復旧すること。

4) 保険

本施設の施工に際しては、火災保険又は組立保険等に参加すること。これらの保険加入については法令を遵守すること。

4 予備品及び消耗品

予備品及び消耗品はそれぞれ明細書を添えて予備品は2年間、消耗品は1年間に必要とする数量を納入すること。予備品は2年間を目安に設備の緊急時対応が可能なよう取り揃えていなければならない部品類とし、消耗品は1年以内に消耗する可能性のある部品とする。

また、この期間での不足分は無償で補充すること。なお、予備品及び消耗品の数量及び納入方法については、実施設計時に協議するものとする。

予備品、消耗品は納入前にリストを提出し、発注者の承諾を受けなければならない。消耗品には、作動油、潤滑油、薬品類、梱包資材、一般事務用品は含まない。

5 その他

本仕様書に記載してある機器設備類の中で、今後、短期間で飛躍的に性能が向上する可能性があるもの（電話、TV、モニタ、AV機器、制御機器）については、各々の機器類の発注時点において最新機器を納入すること。